

---

## 平成 1 6 年度町政執行方針

---

平成 1 6 年度第 1 回定例町議会の開催にあたり、町政執行の基本姿勢について、その概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力をいただきたいと存じます。

私も町政を担当し 2 期目の最終年を迎えることとなりました。まちづくりの基本となる「第 4 次上富良野町総合計画」の策定を期しながら、町政執行に努めてきたところでありますが、バブル崩壊後の低成長期とデフレ経済への進行や、地方自治の大きな転換期に入るなど、極めて厳しい状況下での町政運営を進めなければならないことから、ことさら責任の重さを痛感しているところであります。

今日、わが国の経済は構造改革推進のもとで、大企業や製造業に明るい兆しが見られ、物価の下落幅も縮小しつつ、民間需要を中心に緩やかな回復基調に向かいつつあるとされておりますが、依然としてデフレ傾向は続き、私どもの地方経済にとってはその回復への兆しは見え、今なお各分野で厳しい状況が続いていると実感しているところであります。

政府においては、この回復基調をより確かなものとするため、これまで取り組んできた各般にわたる構造改革を、更に加速、拡大するため「構造改革と経済財政の中期展望 - 2 0 0 3 年度改定」に基づき、デフレ克服を目標にしながら、各分野にわたる構造改革を一体的、かつ整合的に推進することで民間需要主導の持続的な経済成長の実現をめざすこととしております。

こうした中で、本年度の地方財政は、地方財政計画の規模の抑制を行っても、なお平成 1 5 年度に引き続き、大幅な財源不足の状況にあります。とりわけ、地方財政全体での借入金残高が、2 0 0 兆円に達する状況にあることなどから極めて憂慮すべき事態にあり、地方交付税等を中心とする地方財源の抑制措置に転じつつあります。加えて、国が積極的に推進している市町村合併等は、これまでの地域のまとまりや個性的な地域づくりに大きな影響を及ぼすものであり、住民自治の根幹にかかわる大きな地域課題としての判断が求められているところでもあります。

本町としても、このような状況を踏まえ、本格化する地方分権時代にふさわしい、新たなまちづくりに向けての基本的方向を確立していく必要があります。その基盤となる効率的で持続可能な財政構造への転換を図っていくことが急務となっております。そのためには、議員各位、町民の皆さんの意見を伺いながら、上富良野町の将来のあるべき姿を模索し、市町村合併の可能性や広域行政の推進を図りながら、地方自治体に課せられた変革の節目に取り組ん

でいくことが私の使命と考えているところであります。

そこで、この平成16年度をこれからのまちづくりに向けた構造改革のスタートの年と位置付けるとともに、行政組織機構についても新たな体制を整えて、共働のまちづくりに向けた諸改革に着手してまいりたいと考えているところであります。

まず、町政執行の基本であります財政運営について申し上げます。

国、地方を通じた税財政改革として取り進めている「三位一体の改革」により、国庫補助負担金及び地方交付税の大幅な削減・見直しがなされている中で、暫定措置とされた税源移譲分を考慮しても、本町における地方交付税等の減少額は3億円を超える見込みとなり、今後の財政運営に極めて深刻な影響を受ける状況となりました。

一方歳出では、引き続き人件費総額の抑制を図るため、職員の退職による欠員のほとんどを不補充とすることをはじめ、旅費や施設の管理経費など裁量的経費の削減、施設の維持補修費や投資的経費においても実施時期を後年度以降に見送るなどの措置を講じたところであります。しかしながら、扶助費や過去の公共事業に伴う町債の償還費等の増加により、歳出の削減額は地方交付税など歳入額の大幅な減少には追いつかず、最終的に財政調整基金と減債基金の取り崩し額は、平成15年度の額を超える規模で予算の編成を行ったところであります。

本年度の国の「三位一体改革」の実施による大幅な歳入額の減少傾向は、ここ何年か続くとされており、今までどおり進めてきた行財政改革の経験値をもって対応することでは限界であり、新たに歳出構造を根本から見直す作業に着手してまいります。

これからの取り組みの中では、少なからず町民の痛みを伴うものとなりますが、納税者と将来世代への責任を果たすという視点にたって議員各位、並びに町民皆様のご支援とご協力をいただきながら共に汗してまいりたいと存じます。

引き続き今年度におきましても、第4次上富良野町総合計画が目標とする「四季彩のまち・かみふらの～ふれあい大地の創造」をめざし、まちづくりの基本方針として掲げている「新時代をひらく取り組み」、「町民主役の取り組み」、「ソフト重視の取り組み」、「情報発信・受信の取り組み」、「連携のとれた取り組み」を基本にしながら、4つの柱である「豊かな心の人のまち」、「活力ある産業のまち」、「住みよい快適なまち」、「共に創るまち」の各分野の諸施策を推進してまいります。

---

はじめに、1つ目の柱である、「豊かな心の人のまち」づくりについてであります。

国際的にも国内的にも大きく変化する社会の中にあって、本町が真の豊かさや生きがいと活力に満ちた地域社会を築いていくためには、その基礎となる人づくりが最も重要であります。

このため、教育委員会とも十分連携を取りながら、生涯学習の観点に立って幼児から高齢者までの各期にわたり、教育・文化・スポーツなど、各領域にわたる学習の場の条件整備に努めてまいります。

人材育成では、引き続き友好都市提携を結んでいるカナダ国カムローズ市と三重県津市との交流に努め、特に本年は、昭和55年に発足した「東中清流獅子舞」の保存と次世代への継承を図るための予算措置を講じました。

健康と福祉の施策については、町民の誰もが、いつまでも健康で安心して暮らすことができるよう、保健・福祉・医療が緊密に連携して、各種施策に取り組んでまいります。

そのための拠点施設として昨年度建設に着手しました保健福祉総合センターは、本年10月の完成に向け、施設整備や管理運営体制の準備に万全を期すとともに、完成後には多くの町民の方々にご利用いただけるよう、開館後の運営にも十分な対応を図ってまいります。

また、保健福祉総合センターの完成により、老人身障者保健センター内から社会福祉協議会、在宅介護支援センターを移転することとし、その後は、母子通園センター、障害者小規模作業所などの活動の場として有効活用を図るために、必要最小限の施設改修を実施してまいります。

高齢者福祉及び介護保険制度については、第2期「上富良野町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、本年度も在宅福祉を重点として、介護保険サービスの安定的な提供と在宅サービスの利用促進に努めます。

障害者対策については、障害者が障害のない人たちとともに地域で暮らし、社会参加ができるような地域づくりをめざし、「障害者計画」に基づきながら、障害者福祉施策の具現化に取り組んでまいります。また、昨年度から支援費制度に移行した障害者福祉サービス給付事業につきましても、円滑に推進するよう努めてまいります。

児童福祉については、本年度より「子育て支援センター」を開設して、育児不安についての相談指導や子育てサークルへの活動支援などの事業を展開してまいります。

また、少子化時代を見据え、子育てに関する施策の方向性を定めるエンゼルプランについては、昨年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され、平

成 17 年から 5 年間の行動計画の策定が義務付けられたことから、策定委員会での審議と北海道との協議を経て、子育て家庭への支援と、子育てを地域全体で支える仕組みを、国の指針に基づき本年度中に計画を策定してまいります。

保育所については、利用者の期待に応える保育所運営をめざし、障害児や乳幼児、また一時的に保育に欠ける児童についてもできる限りの受入れに努めてまいります。

西保育所については、4月1日から指定管理者である学校法人専誠寺学園による運営が始まることから、安定的な保育所運営ができるよう支援してまいります。

保健予防関係については、重点事業として平成 11 年度から行ってまいりました新寝たきり老人ゼロ作戦事業が、本年度で最終年となりますが、生活習慣病予防のための健康相談や訪問指導、職域における健康教室などを軸に、引き続き予防活動を実施してまいります。これらの取り組みを通して、働き盛りの方の死亡の減少、健康寿命の延伸、医療費縮減を目的とした「健康 21 上富良野計画」の一層の推進を図ってまいります。

ラベンダーハイツについては、開設 21 年目を迎えますが、利用者一人ひとりにきめ細かなサービスを提供するため、ケアプランに基づいた施設介護サービスの提供と、居宅介護施設（ショートステイ）として在宅福祉サービスの向上に努めてまいります。

デイサービスセンターについては、在宅福祉の拠点として利用者ニーズにあった諸行事を取り入れ、地域のボランティアの協力もいただきながら、健康管理と生きがいのある日常生活が送られるよう、サービスの向上に努めてまいります。

国民健康保険事業環境は、国の医療保険制度全体のあり方が検討されている中でもあり、平成 14 年 8 月の健康保険法改正を基盤とした運営が継続される状況にあります。

医療給付については、平成 15 年度国保税の改定を行ったことにより、本年度においても比較的安定した状況で推移することが予測されますので、基金の取り崩しを最小限にとどめ、運営の安定化に努めてまいります。

一方、介護納付金については、前年に比較して約 20 パーセントの増額納付が見込まれることから、その財源確保に係る税条例の改定案を本定例会に提案せざるを得ない状況であります。改定に当たりましては、応能応益割合を考慮しつつ可能な限り最小の改定幅をもってのぞみ、運営の安定を図ってまいります。

医療給付事業については、重度心身障害者、母子家庭、乳幼児及び老人医療の給付を北海道の医療給付助成を受けて実施いたします。

なお、北海道では、助成制度の改正を検討していることから、その内容を見極めて対応してまいります。

老人保健事業については、対象年齢の引き上げ改正から1年半を経過し、対象者数の変化はわずかなものの公費負担割合が段階的に引き上げられ、町の負担につきましては、前年に比べ10パーセント程度の増となっており、今後とも財源確保には相当厳しい状況が予想されますが、町民の医療環境の基盤となることを認識し、安定した運営に努めてまいります。

病院事業については、2年に一度診療報酬の改定が行なわれており、本年度も引き下げに向けた改定が予定されております。また、患者の定率負担導入など医療制度改革が行われることにより、医業収入の減少傾向が見込まれ、病院経営を取り巻く環境は厳しいものとなりますが、一層の経営改善に努めてまいります。

---

## 次に、2つ目の柱の「活力ある産業のまち」づくりについてであります。

近年の農業・農村を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化、農畜産物の輸入増に伴う価格の低迷、更に米政策改革により、米の計画流通制度を廃止し市場原理を導入するなど、農業においては大きな転換期を迎えております。

一方、BSEをはじめとする食品事故の増加、農薬の不正使用等に伴い食の安全安心が揺らぐ中で、消費者の食の安全安心に対する関心は一層高まっております。

このような状況を踏まえ、町の基幹産業である農業振興については、農業者の自主的、主体的な取り組みを基本にして、営農条件に即した輪作体系の確立、農薬や化学肥料を最小限に抑える農産物の生産、生産コストの低減等、良質な農産物の生産が図られるよう、第5次農業振興計画の諸施策を関係機関との連携のもとに推進してまいります。

効率的な農業経営を推進するため農業委員会と連携を図り、急傾斜地等で条件が不利な農地には植林を勧め、優良農地の保全確保に努めます。

また、農地の流動化については、規模拡大をめざす経営者や新規就農者に対し、農地保有合理化事業を主体とした資金等の有効活用を図り、流動化を積極的に推進してまいります。

米政策改革については、昭和46年より減反・休耕・転作へと形を変えながら、国は様々な対策を講じてきたところではありますが、本年度からは消費者重視、市場重視の「需要に見合う売れる米づくり」を基本にして水稻作付けが行なわれることとなります。

また、平成20年度からは、政府主導による米生産目標数量配分から生産者、生産者団体主体の生産調整に移行することとなります。農業者の皆さんにとりましては、極めて厳しい見通しとなり大きな決断をすることとなりますが、本町におきましても「地域水田農業ビジョン」に沿って、農業者の皆さんに自主的、主体的な取り組みをお願いするものであります。

演習場周辺農業用施設設置助成事業については、防衛施設庁所管の補助採択を受け、農協の事業主体により「麦乾燥調整施設」の建設を本年度から平成17年度までの2か年間で建設されることとなります。

国営土地改良事業フラヌイ1期地区については、平成15年度をもって完了したことから、本年度より地元負担金の償還を行ってまいります。

森林整備地域活動支援交付金事業については、水土保持や大気循環、地球温暖化防止など森林のもつ公益的機能を持続させるため、民有林の施業計画に基づき適切な管理を行う森林所有者の活動に対して、国・道費補助と合わせて、町も助成を行ってまいります。

活力のある商業の振興を図るため、商工会との連携を密にして、引き続き小規模事業者の店舗増改築等に助成してまいります。また、地域産業の育成のため、企業に対する雇用助成・利子補給・税の優遇措置などを継続するとともに、中小企業の融資を通じて事業資金の円滑な供給に努めてまいります。

今年度、新しい試みとなります空き店舗対策助成事業については、商店街に賑わいを取り戻すために商工会が事業主体となり、NPO法人「上富良野たんぽぽの会」の参画を得て取り組んでいくこととしております。地域の住民や高齢者等との交流、趣味の活動などのコミュニティ機能と、地場産物の販売の場としても利活用し、商店街の集客力の向上を図ることから、この商工会の空き店舗対策助成事業に対して、国の助成措置も受けながら支援してまいります。

国の緊急地域雇用創出特別対策事業においては、大雪山国立公園内にある市町村が連携し、大雪山系山道保全事業として、山岳地域の利用秩序、利用意識の向上と登山・遊歩道の案内看板等の手直しや保全巡視をおこない、貴重な自然環境の保護に努めてまいります。

観光の振興については、観光産業が町の重要な産業であることから、絶えず町の情報発信を行い、町観光協会、観光諸団体及び富良野地域の市町村と

連携し、効果の上がるよう一層の誘客事業を推進してまいります。

ラベンダー観光客を町中に誘導する手法として、長い歴史がありますラベンダーまつりと、十勝岳火まつりを併せて開催することにより、町民や観光客に喜んでいただけるイベントになるよう計画を進めてまいります。

---

## 次に、3つ目の柱の「住みよい快適なまち」についてであります。

良好な市街地形成に向け、引き続き都市計画マスタープランに位置付けされた事業の推進を図ってまいります。

駅及び周辺商業地域の整備については、昨年度着手しました、通称銀座通りの整備を完了することとしています。また、通称本通りの整備についても、商店街の活性化、良好な街なみ形成を図る観点から、早期の完成を北海道に要請しながら、商店街活動への支援など、町としての役割を果たしてまいります。

町内主要施設への誘導案内サインについては、市街地区の整備が昨年度完了しましたので、今年度は、郡部地区の整備を進め、町民はもとより、来町者の利便性の向上を図ってまいります。

景観行政については、国における景観基本法制定の動きや、国道237号線がシーニックバイウェイ制度のモデルルートとして指定されるなど、昨今の景観行政の情勢を踏まえ、総合的かつ有効的な景観施策の実施に向けた準備を進めるとともに、あわせて町民の景観に対する意識の高揚に努めてまいります。

町営住宅の整備については、3年目を迎える泉町団地の建替事業を、3号棟8戸の建設を本年から2か年計画で建設してまいります。既設町営住宅の改修については、「上富良野町営住宅ストック総合活用計画」に基づき、東中団地4棟8戸の住環境整備事業として、浄化槽設置の水洗化を行うとともに、町営住宅の適正な維持管理に努めてまいります。

飲料水供給施設整備事業については、倍本地区の配水管等の老朽化に伴う水圧不足が顕著に現れたことから、昨年度行った老朽度診断の結果をもって札幌防衛施設局と協議を重ねた結果、障害防止事業として採択を受け、事業期間は2か年間で予定し、本年度は実施設計に着手してまいります。

簡易水道施設整備事業については、里仁浄水場の原水における水質悪化によるクリプトスポリジウムの予防対策として、昨年度実施設計を終え、本年

度はろ過施設の建設に着手し、良質で安全な飲料水の供給に努めてまいります。

公共下水道事業については、計画的な事業の推進を図り、本年度は北町地区の汚水管渠工事を実施し、衛生的で快適な生活環境の向上に努めてまいります。

クリーンセンターの運営については、富良野広域圏分担処理の一環として圏域内他市町村の衛生用品・粗大ごみを受入処理しながら、安定した稼働を続けております。今後とも施設設備の経年経過による補修等を加えながら、地域はもとより町民の皆さんに安心していただけるよう施設の管理運営に努めてまいります。

また、し尿及び生ごみに関しましても、富良野地区環境衛生組合「汚泥再生処理センター」の本格稼働により順調にその処理が行われております。

合併浄化槽設置事業については、本年度についても5人槽換算30基を計画し、希望を募ってまいりたいと考えております。

交通安全関係については、死亡事故ゼロ500日、1000日をめざし、「交通安全は家庭から」をメインスローガンとして、1件でも事故発生を未然に防ぐため、参加型の交通安全活動の推進と、地域のマンパワーの掘り起こしや関係団体との連携を深め、意識の高揚とともに連帯感を醸成しながら息の長い啓発活動を進めてまいります。

防犯関係については、町内での発生件数も増加傾向を示しており、警察や防犯関係団体との連携を密にするほか、特徴的であります車上ねらい等に対する啓発活動の推進に努めてまいります。

町民の交通手段としての町営バス運行については、これまで一般の利用路線と通学路線に区分し運行を進めてきましたが、規制緩和が進みスクールバスへの一般の方の乗車が可能となったことから、スクールバスを基本に地域住民を乗せる「混乗方式」とすることで、より効率的で経済的な運行形態を構築してまいります。

また、保健福祉総合センターの完成に伴い、市街地区の高齢の方々を中心とした利用の拡大を基本に、循環運行についても検討を進めているところであります。なお、見直し運行につきましては本年10月を目途に推進するよう、現在その作業に鋭意取り組んでいるところであります。

防災対策については、十勝岳噴火などの災害から町民の生命と財産を守るための基本計画である「上富良野町地域防災計画書」を、平成14年度から

15年度にかけて現状に即した体制に改訂作業を進めておりましたが、災害対策基本法第42条第3項の規定に基づく北海道との協議に時間を要することから、本年度において改訂作業を終えるよう取り組んでまいります。

また、総合防災訓練を検証し、現況課題を解消することにより、十勝岳火山噴火災害に備えてまいります。

道路網の整備や河川・砂防などの施設整備については、安全で安心して暮らせる地域社会の形成と、地域の産業を支える基盤づくりを、基本に据え、国土交通省、防衛施設庁の補助制度を活用し、有効かつ効率的に事業を推進してまいります。

道路・河川の整備については、5路線の道路改良・舗装工事、3河川の改修工事を行なうこととしており、本年度は、90式戦車への対応として、北24号道路改良舗装工事の一部付け替え工事の他、保健福祉総合センター前への通路整備として、南3条通りの実施設計に着手してまいります。

また、東1条通り整備事業、南2条通り歩道設置、公共施設等サイン設置、道路側溝整備の4事業については、防衛施設庁の調整交付金を活用し計画的に整備を進めてまいります。

除排雪対策については、除雪や運搬排雪及び交差点の安全対策などを重点的に行い、町民が快適に活動出来るよう対応してまいります。

また、除雪車両については、本年度防衛施設庁の補助を受け、グレーダーの更新整備を図ってまいります。

---

## 次に、4つ目の柱の「共に創るまち」についてであります。

町が抱える様々な課題や問題を、町民の皆さんとともに考え、町の進むべき方向を決定していくためにも、あらゆる分野で、男女を問わず住民参画の拡充を図っていくことが重要であります。政策の決定過程や評価過程などにおいて、住民参画の制度の導入を図るとともに、附属機関等の活性化に努めてまいります。

また、自治体の憲法ともいわれる「自治基本条例」については、「共に創るまち」の根幹をなすものでありますので、その制定に向けて取り組みを進めてまいります。

自衛隊との協調については、上富良野駐屯地との連携を一層強め、良好な関係を築いてまいります。

特に、イラクに上富良野駐屯地からも人道支援のため20数名の自衛隊員が派遣になっていることから、引き続き「イラク派遣自衛隊留守家庭支援窓

口」を設置し、留守家庭の方々に情報提供を行うとともに、不安や悩み解消に対応してまいります。そして、派遣された隊員の方全員が、無事帰町することを心から念願するものであります。

国や北海道で推進している電子自治体の推進に合わせ、昨年度総合行政ネットワークに接続したことを受けて、情報通信技術( I T )による国や自治体間の情報伝送の効率化と安全性を高めながら、より費用対効果を高める事務推進に努めてまいります。

本年7月に執行予定の参議院議員通常選挙、及び本年12月に任期を迎える上富良野町長の選挙については、公正な執行に努めてまいります。また、公職選挙法改正により新設された期日前投票制度の活用を啓蒙するとともに、併せて郡部投票所の統廃合や投票所閉鎖時間の繰上げなど、地域住民と意見交換しながら取り組んでまいります。

町税は町財政の根幹をなすものであり、自主財源としての税収確保は極めて重要であります。

課税にあたっては、適正な課税客体の把握に努め、税負担の公平と公正を期してまいります。また、納税については、納期内完納の推進を図るとともに、滞納者に対する納税意識の高揚に努め、収納の向上対策においても、より強固な対応を進めてまいります。引き続き徴収強化月間を設定し、催告の強化や訪問徴収の徹底等納入の督促に一層の努力をしてまいります。

行財政改革については、これまでの大綱・実施計画が平成15年度で終期を迎え、一定の成果を上げることができました。しかし、地方行政を取り巻く環境は一層厳しさを増す状況にあり、行財政運営の構造的・抜本的な改革に着手していかなければならないと考えております。

このことから本年度以降については、総合計画後期の5年間を見据え、平成20年度の財政見通しも含め、町のあるべき姿を想定したなかで、より一層の取り組み強化を図ってまいります。

基本的には、「これからのまちづくりにおける基本原則の確立」「行政の内部改革の徹底」「住民との共働による改革の徹底」を3本柱として、具体的な実施計画を早期に策定し実践してまいります。

行政組織についても、組織機構改革を実施し、16課65係に細分化していたものを12課26班に再編統合し、関連する業務を班というグループを基本単位とした新たな体制により、簡素で効率的な行政運営を進めてまいります。

以上、平成16年度の町政執行にあたり、所信を述べさせていただきました。

---

## 次に、平成16年度予算案の概要を申し上げます。

平成16年度予算案の編成にあたっては、「国の三位一体の改革」で地方交付税をはじめ、国庫補助負担金が大幅に削減される極めて深刻な事態を迎えた中で取り進めたわけではありますが、その対応策として、人件費、事務的経費及び施設管理に伴う裁量的な経費など、歳出全般にわたり経費の抑制を図ったところであります。

特に一般会計では、公民館改修工事など投資的経費の一部についても実施年度を先送りする措置を講じ、更に不足する財源については、現時点での歳出の見直しに限界があることから、財政調整基金をはじめとした各種基金をその目的に沿って所要額を取り崩すこととし、予算総額を昨年度対比で19.1パーセント減の、79億5,300万円規模の予算案としたところであります。

一般会計から特別会計及び公営企業会計に対する繰出金及び補助金などとしては、「国民健康保険特別会計」には保険税軽減の措置などとして、「老人保健特別会計及び介護保険特別会計」には基準に基づくものとして、「ラベンダーハイツ事業特別会計」には事業運営費として、また「公共下水道事業特別会計及び簡易水道事業特別会計」には建設費及び公債費の償還に要する経費などとして、それぞれ計上いたしました。

また、公営企業会計であります「病院事業会計」には基準に基づく経費として、「水道事業会計」には水道事業に伴う負担措置として、それぞれ計上いたしました。

これらの措置を講ずることによりまして、特別会計及び公営企業会計予算は、

国民健康保険特別会計	11億6,879万円
老人保健特別会計	13億9,231万円
公共下水道事業特別会計	3億9,570万円
簡易水道事業特別会計	2億3,314万円
介護保険特別会計	5億7,302万円
ラベンダーハイツ事業特別会計	2億7,770万円
病院事業会計	10億 125万5千円
水道事業会計	2億6,036万円

となっております。

特別会計と公営企業会計予算の合計は 53億227万5千円で、一般会計予算と合わせた町の総予算額は132億5,527万5千円で、前年度当初予算対比12.6パーセントの減、額にして19億1,554万1千円減の財政規模になっております。

以上、議員各位、並びに町民皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます、平成16年度の町政執行方針といたします。

平成16年3月2日

上富良野町長 尾 岸 孝 雄